

公有財産台帳の登載誤り及び公有財産管理の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項										
福祉部 障がい福祉室	1 普通財産の貸付の更新について、公有財産台帳への登載を行っていないものがあった。	1 検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、原因を確認し、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。										
	施設名：国際障害者交流センター（ビッグ・アイ）	2 検出事項について、原因を確認し、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。										
	<table><tr><td>種別</td><td>貸付数量</td><td>目的</td><td>貸付料</td><td>貸付期間</td></tr><tr><td>土地</td><td>(注 1) 7,901.47㎡</td><td>国際障害者交流センター（ビッグ・アイ）用地</td><td>(注 1) 65,220,900円</td><td>平成11年 4 月 1 日から 令和11年 3 月31日まで</td></tr></table>	種別	貸付数量	目的	貸付料	貸付期間	土地	(注 1) 7,901.47㎡	国際障害者交流センター（ビッグ・アイ）用地	(注 1) 65,220,900円	平成11年 4 月 1 日から 令和11年 3 月31日まで	【大阪府公有財産規則】 (貸付状況の確認) 第39条 部局長等は、その所管する普通財産の貸付けの内容について、知事が別に定めるところにより公有財産台帳に登載し、毎年 1 回、その貸付けに係る普通財産の使用の状況を実地について調査し、確認しなければならない。 【大阪府公有財産台帳等処理要領】 (使用許可、貸付又は使用承認の状況) 第19条 部局長等は、使用許可、貸付又は使用承認を行ったときは、システムを用いて使用許可、貸付又は使用承認の情報を当該年度に登録するものとする。 2 登録した使用許可、貸付又は使用承認の状況に異動があったときは、システムを用いて異動登録を行うものとする。 【公有財産事務の手引】 第 1 章 総則 第 2 節 公有財産事務の概要 第 2 公有財産の管理体制 3 部局長等（財産管理者）の職務 (4) 公有財産に係る報告及び確認に関すること。 ④ 使用・貸付状況の確認 行政財産の使用許可・貸付け及び普通財産の貸付けについては、事務の統一と適正を図るため、毎年 1 回、使用状況を実地調査チェックリストにより、実地に調査、確認しなければならない。 【使用許可及び貸付状況に関する実地調査について（通知）（平成30年 3 月13日 財産活用課長）】 1 毎年 7 月 1 日（以下「基準日」という。）現在で使用許可又は貸付けを行なっているものについて、別添チェックリスト（様式 1）により使用の状況を調査すること。なお、基準日は、同一年度内の別の日に変更することができる。
	種別	貸付数量	目的	貸付料	貸付期間							
	土地	(注 1) 7,901.47㎡	国際障害者交流センター（ビッグ・アイ）用地	(注 1) 65,220,900円	平成11年 4 月 1 日から 令和11年 3 月31日まで							
(注 1) 公有財産台帳では、貸付数量及び貸付料が「7,901.10㎡」及び「63,262,700円」のまま放置されていた。												
施設名：四天王寺重症心身障がい児支援施設（和らぎ苑）敷地												
<table><tr><td>種別</td><td>貸付数量</td><td>目的</td><td>貸付料</td><td>貸付期間</td></tr><tr><td>土地</td><td>2,833.12㎡</td><td>重症心身がい害児施設敷地</td><td>(注 2) 4,458,100円</td><td>平成13年 4 月 1 日から 令和13年 3 月31日まで</td></tr></table>	種別	貸付数量	目的	貸付料	貸付期間	土地	2,833.12㎡	重症心身がい害児施設敷地	(注 2) 4,458,100円	平成13年 4 月 1 日から 令和13年 3 月31日まで		
種別	貸付数量	目的	貸付料	貸付期間								
土地	2,833.12㎡	重症心身がい害児施設敷地	(注 2) 4,458,100円	平成13年 4 月 1 日から 令和13年 3 月31日まで								
(注 2) 公有財産台帳では、貸付料が「4,462,500円」のまま放置されていた。												
2 上記普通財産の貸付状況の確認について、チェックリスト（※ 1）による使用状況の調査が実施されず、財産活用課長への報告（※ 2）も行っていなかった。 （※ 1）様式 1：使用許可及び貸付に関するチェックリスト （※ 2）様式 2：使用許可及び貸付状況に関する実地調査報告書												

		2 調査は、原則として基準日の前後一月以内に行なうこと。 3 調査を実施した場合は、別添報告書（様式2）により、基準日から二月以内に財産活用課長まで報告すること。
--	--	---

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和8年6月1日から同年8月27日まで）